

平農政第195号
令和6年5月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平内町長 船橋 茂久

市町村名 (市町村コード)	平内町 (2301)
地域名 (地域内農業集落名)	中地区 (小湊、沼館、盛田、福島、福館、東田沢、野内畠、内童子、田茂木、白砂、東滝、間木、浅所、東和)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進んでおり、担い手の育成が必要となる。また、ほ場整備から年数が経過しており、ほ場や水路等の劣化が進んでいる。 特に盛田や東田沢、野内畠、内童子ではほ場整備が未実施のため、耕作条件が悪い田や水路が多い。 経営状況についても、ヤマセや高齢化等の影響により水稻以外の作物を作付する担い手が少なく、農業所得を確保するためには広大な面積を作付する必要があり、少ない面積で所得を確保できる高収益作物の検討も必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業者の高齢化が進む中で地域農業を支える農業者の受け入れや育成を行う。 ・未整備地域や整備後も経年劣化している箇所があるため、整備事業の情報収集等、事業の条件達成に向けた取組みを検討する。 ・稲以外の作物を育てている農家が少ないため、地域に適した野菜等がないか情報収集を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	562.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	412.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

耕作可能な農地については、隣接している担い手や今後担い手を目指し規模拡大を図る経営体へ優先して集積・集約

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の意向を踏まえ、農地の集積・集約を図るために農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

町: 県等と連携し地域に適した整備事業の情報収集や必要に応じて説明会等を行う。

農業者: 地域で一体となって事業の条件を達成できる様に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町: 県等と連携し新規就農についてのPRや経営に役立つ講座等の情報収集、案内等を行う。

農業者: 新規就農者等から相談があった場合は、地域の先輩農業者として必要に応じてアドバイス等を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

近年、ニホンジカ等による農作物への被害が発生しているため、以下の対策を行う。

町: 発生地点のマッピングや猟友会と連携して罠の設置等を行う。

農業者: 自己防衛に努めるほか、町で実施する罠の設置場所の確保等に協力する。